

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた決算業務・監査業務等への対応について
(事務連絡)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、わが国企業の決算が最も集中する3月期決算業務や監査業務が進行中である現下において、3月決算企業をはじめとする多くの企業において、これらの業務を例年どおりに進めることが困難になることが想定されています。

こうした認識の下、金融庁では、決算業務や監査業務に十分な時間を確保できるよう、4月14日、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の提出期限について、「企業内容等の開示に関する内閣府令」等を改正し、企業側が個別の申請を行わなくとも、一律に本年9月末まで延長できるようにするための措置を講ずる旨を公表し、4月17日に、同府令等を公布・施行しています。

また、4月15日には、「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会」より、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査及び株主総会の対応について、柔軟かつ適切に行うよう求める声明文が公表されたところです。

これらの対応は、従業員等や取引先そのほかの関係者の皆様の健康と安全に十分配慮がされるよう行われたものであり、このような考え方を踏まえ、金融機関等の決算業務や監査業務、銀行法等に基づく報告や届出等の提出等については、下記の事項に留意するよう、貴協会会員等に対して周知徹底方よろしくお願いします。

記

- 1 当局へ提出している業務報告書等も含めた決算業務及び監査業務等の遂行に際し、当該業務に関係する従業員等や取引先そのほかの関係者の健康と安全に十分配慮しながら、例年とは異なるスケジュールとなり得ることを想定するなど、必要な対応を検討した上で業務を行っていただきたい。
- 2 新型コロナウイルス感染症の影響により、法令上提出期限の確定している報告・届出について困難がある場合には、柔軟な対応を検討するので、遠慮なく金融庁又は所管の財務（支）局まで相談していただきたい。

(注1) 当局の承認を受けて提出期限の延長をすることができる報告等については、金融機関等からの申請があれば、迅速かつ適切に対応します。

(注2) 法令上提出期限の確定していない報告・届出についても、新型コロナウイルス感染症の影響により報告・届出の作成自体が行えない場合には、そのような事情が解消した後、可及的速やかに提出することで、遅滞なく提出したものと取扱われることとなります。

—以上—